

## 中国会計・税務実務ニュースレター

今回のテーマ： 中国撤退清算時の従業員経済補償金について

人件費高騰、景気減速などの影響を受け、中国子会社の清算に踏み切る企業が増えています。今回は、清算時に生ずる労務リスクの一つとして、経済補償金の支給を採りあげ、個人所得税の免税の範囲及び計算方法の詳細を紹介します。

### 1. 経済補償金

2007年の「労働契約法」の改正により経済補償金制度が確立されました。経済補償金とは、法律の規定に基づき、労働契約が正規の手続きを経て合法的に終了し、または解除された場合、雇用主が、従業員の当該雇用主のもとでの勤務年数に応じて当該従業員に支給する補助金です。

ただし、以下の場合、会社側には経済補償金の支払義務は、生じません。

- ① 従業員が個人都合で退職する場合
- ② 雇用主が「労働契約法」に規定されている過失のある従業員を解雇する場合
- ③ 従業員が養老保険を享受し、労働契約が終了する場合

経済補償金の支払義務がある場合（例えば、会社都合で従業員を解雇）、通常、労働契約が解除された際に従業員に一括支給します。

経済補償金の額は、月給額に勤務年数を乗じて算出します。月給額の上限は、現地平均月給の3倍、最高支給勤務年数は12年とされています。

中国で就業している外国籍従業員についても、「外国人の中国就業に関する管理規定」、「労働契約法」等に基づき、会社都合で労働契約を解除する際には、経済補償金の支給が必要です。

### 2. 経済補償金の個人所得税課税

「個人が会社と労働関係を解除する際に取得した一次性補償収入の個人所得税免除問題に関する通知」（財税〔2001〕157号）によると、従業員が取得した経済補償金は、前年度の現地平均年収の3倍以内の部分について個人所得税が免税され、超過部分について、下記の算式にて個人所得税を計算納税します。

経済補償金に係る個人所得税：{ [(経済補償金 - 昨年度現地平均年収の3倍) ÷ 当該従業員の勤務年数 - 基礎控除額] × 税率 - 速算係数} × 勤務年数。

例えば、上海の2014年度平均年収が6万元だったとします。現地従業員A氏が、勤務年数4年で会社都合により2015年に労働契約が解除され、経済補償金が30万元支給された場合の個人所得税の計算は以下のとおりです。

A氏の経済補償金に係る個人所得税計算：

- ① 免税所得額 = 60,000 × 3 = 180,000 元
- ② 課税所得 = (300,000 - 180,000) ÷ 4 - 3,500 = 26,500 元
- ③ 課税所得 (26,500 元) に適用される税率 = 25%
- ④ 個人所得税 = (26,500 × 25% - 1,005) × 4 = 22,480 元

### お見逃しなく！

経済補償金に係る個人所得税については、会社側に源泉徴収義務があります。源泉徴収を怠った場合、「個人所得税源泉徴収暫行弁法」第11条に基づき、会社は当該未納個人所得税の納付義務を負うのみでなく、「税收徴収管理法」及び実施細則に基づき、罰金（未納税額の50%～300%）及び滞納金（一日当たり0.05%）が科される可能性がある点に留意すべきです。